

広島県告示第八百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年六月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
防地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

東広島市		郡市・区			
安芸津町		町			
木谷		大字			
寺岡	防地	寺岡		字	
二八〇一番一	二八〇二番一	一〇八四五番	一〇八四四番	二八〇〇番	地番
標柱六号	標柱五号	標柱三号	標柱二号及び四号	標柱一号	標柱番号